

あわび・なまこを採捕する漁業者のみなさまへ

令和4年12月1日から、あわび・なまこを採捕する方は「1」の手続きが必要です。

また、市場等へ出荷する方は、「1」の手続きに加えて「2」及び「3」の義務が課せられます。

1 届出に関する手続き

広島県知事へ届出書（様式1）を提出してください。

注1）届出書の記載事項は裏面を参考にしてください。

注2）代理人が届出書を提出する場合、委任状（様式4）を添付してください。

注3）自組合の漁業権を行使し採捕する場合、組合員行使権を有することの証明書（様式5）を添付してください。

2 漁獲番号等の情報伝達義務

譲渡し先へ次の情報を伝えてください。

- ① 漁獲物の名称（あわび、なまこ）
- ② 重量又は数量
- ③ 譲渡しした年月日
- ④ 届出採捕者の氏名又は名称
- ⑤ 漁獲番号（右記の16桁番号）

納品伝票		2022年12月1日		
送り先 〇〇水産 住所 広島市南区〇〇〇〇-00 電話番号 070-1234-567	出荷者 広島県 太郎 住所 広島市西区〇〇〇〇-00 電話番号 080-1234-567	漁獲番号：1234567-221201-001		
		No.	品名	数量
1	なまこ	5kg	5,000	ロット番号 001
2				
3				
4				

1234567-221201-001

届出番号

取引年月日

ロット番号

3 取引記録の作成・保存の義務

○取引記録の内容：裏面に記載

○保存期間：3年間

注）消費者へ直接販売・提供する場合は情報伝達、記録の作成及び保存は不要です。

4 県内の問い合わせ先

事務所名	所在地・電話番号	所管する区域
西部農林水産事務所水産課	広島市中区基町10-52 082-513-5421	大竹市，廿日市市，広島市，安芸郡
西部農林水産事務所水産第二課	呉市西中央一丁目3-25 0823-22-5400	江田島市，呉市，東広島市，竹原市，豊田郡
東部農林水産事務所水産課	福山市三吉町一丁目1-1 084-921-1311	三原市，尾道市，福山市
農林水産局水産課	広島市中区基町10-52 082-513-3618	

届出書の記載事項

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 事務所，工場，店舗，事業所及び倉庫の所在地
- ③ 採捕する漁獲物の種類（あわび，なまこ）
- ④ あわび，なまこを採捕する権限（漁業権，知事許可）※¹
- ⑤ 譲渡しをする漁獲物の種類（あわび，なまこ）
- ⑥ 譲渡しを開始しようとする日※²

※¹ 対象となる知事許可漁業は，小型機船底びき網漁業，あわび漁業，なまこ漁業，刺し網漁業，船舶を使用する潜水器漁業及び船舶を使用しない潜水器漁業とする。

※² 事業の開始が水産流通適正化法の施行（2022年12月1日）以前である場合は，「2022年12月1日」としてください。

取引記録の内容

- ① 漁獲物の名称（あわび，なまこ）
- ② 重量または数量
- ③ 譲渡し又は廃棄等した年月日
- ④ 譲渡し先の氏名又は名所
- ⑤ 漁獲番号

◆ 制度の詳細については国のホームページをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



で検索

